

愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会次第

日 時 令和4年11月10日(木)

午後1時30分～

場 所 愛西市文化会館

第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 正・副委員長の選任について

(2) 令和3年度地域包括支援センターの事業実施状況について【資料1-1、1-2】

(3) 令和3年度地域包括支援センター評価について【資料2-1、2-2、2-3】

(4) 地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）特定審査会の結果について

【資料3-1、3-2、3-3】

(5) 地域密着型サービス事業所について【資料4】

(6) その他

愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	区分	備考
上 敏明	保健・医療・福祉関係者	医師
浦田 裕介		歯科医師
安井 久		薬剤師
原田 健三		愛西市社会福祉協議会長
横井 三千雄		愛西市民生児童委員会会長
夏目 泰樹		津島保健所次長兼総務企画課長
平井 正	学識経験者	社会福祉士
鷺野 明美		社会福祉士
矢留 仁道	介護サービスの事業者	介護保険施設
石司 睦子		居宅介護支援事業所
板谷 一恵	介護保険被保険者	第1号被保険者代表
藤澤 恵美		第2号被保険者代表
伊藤 八枝子	介護サービスの利用者の家族	
加藤 輝彦	その他必要と認めるもの	愛西市老人クラブ連合会長
中村 文子		愛西市婦人会長

事務局

愛西市保険福祉部長	小林 徹男
愛西市保険福祉部参事	松本 繁
愛西市高齢福祉課長	八木 久美子
愛西市高齢福祉課	山田 光正
	木村 友也
	渡部 宏一
愛西市社協地域包括支援センター	中野 重利
佐屋苑地域包括支援センター	武藤 恵子
愛西市社協佐織地域包括支援センター	落合 輝彦

○愛西市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月31日

訓令第15号

改正 平成22年3月30日訓令第10号

平成22年6月23日訓令第21号

平成24年3月15日訓令第8号

平成25年2月15日訓令第4号

平成28年3月31日訓令第47号

令和2年3月31日訓令第46号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第15条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適正な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために愛西市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) センターの担当する圏域の設定に関する事。
- (2) センターの設置に関する事。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関する事。
- (4) その他協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議する事。

(協議会)

第3条 協議会は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護サービス（介護予防）の利用者
- (4) 介護サービス（介護予防）の事業者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学識経験者以外の委員は、就任の時の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（議事）

第7条 会議の議長は、会長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日訓令第21号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月15日訓令第8号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第47号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第46号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○愛西市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月31日

訓令第16号

改正 平成22年6月23日訓令第22号

平成24年3月23日訓令第11号

平成25年2月15日訓令第4号

平成28年3月31日訓令第30号

令和2年3月31日訓令第47号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、愛西市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 愛西市（以下「市」という。）が行う地域密着型サービス等の指定に際し、愛西市長（以下「市長」という。）に対して意見を述べること。
- (2) 市が行う地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービス等事業者の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議すること。

(委員会)

第3条 委員会は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護サービス（介護予防）の利用者
- (4) 介護サービス（介護予防）の事業者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 学識経験者以外の委員は、就任の時の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

（議事）

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、利害関係者を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、保険福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月23日訓令第22号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月23日訓令第11号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月15日訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第30号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第47号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和 3 年度 市内地域包括支援センターの事業実施状況報告

I 包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント事業（第 1 号介護予防支援事業）

要支援と認定された者及び事業対象と判定された者のアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

(1) ケアマネジメントA実施件数

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	計
センター (佐屋・佐屋西)	232 (20)	241 (16)	232 (12)	705 (48)
社協 (立田・八開)	321 (18)	156 (0)	178 (15)	655 (33)
佐屋苑 (市江・永和)	261 (35)	236 (31)	166 (13)	663 (79)
社協佐織 (佐織)	380 (11)	342 (0)	308 (3)	1,030 (14)
合計	1,194 (84)	975 (47)	884 (43)	3,053 (174)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(2) ケアマネジメントC実施件数

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	計
センター (佐屋・佐屋西)	29 (29)	1 (0)	0 (0)	30 (29)
社協 (立田・八開)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
佐屋苑 (市江・永和)	21 (21)	2 (2)	0 (0)	23 (23)
社協佐織 (佐織)	48 (48)	3 (3)	0 (0)	51 (51)
合計	99 (99)	7 (6)	0 (0)	106 (105)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(3) 介護予防支援実施件数

	要支援1	要支援2	計
センター (佐屋・佐屋西)	544 (24)	513 (18)	1,057 (42)
社協 (立田・八開)	233 (0)	459 (0)	692 (0)
佐屋苑 (市江・永和)	404 (67)	483 (23)	887 (90)
社協佐織 (佐織)	763 (0)	838 (1)	1,601 (1)
合計	1,944 (91)	2,293 (42)	4,237 (133)

※ () は地域包括支援センター実施分再掲

(4) 居宅介護支援事業所の委託について (資料1-2のとおり)

2 総合相談支援業務及び権利擁護業務

高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

(1) 相談件数

(件)

区分	実件数 ※詳細は (4)参照	延件数 ※詳細は (3)(4) 参照	相談者 (重複あり)			形態			
			本人	家族	その他 ※詳細は (2)参照	訪問	来所	電話	その他
センター (佐屋・佐屋西)	654	2,250	991	913	1,698	531	565	1,373	26
社協 (立田・八開)	348	1,358	441	503	1,190	321	215	942	27
佐屋苑 (市江・永和)	295	3,037	1,372	1,054	2,998	975	138	2,170	187
社協 佐織 (佐織)	616	3,087	1,321	1,065	1,904	1,170	326	1,724	37
合計	1913	9,732	4,125	3,535	7,790	2,997	1244	6,209	277

(2) 相談者「その他」の内訳

相談者内訳	件 数 (件)				
	センター	社 協	佐屋苑	社協佐織	合 計
介護支援専門員	841	520	1,051	1,000	3,412
医療機関	150	135	311	220	816
近隣者	50	4	66	18	138
民生委員	44	28	30	55	157
介護保険事業所	234	141	519	224	1,118
市職員	63	138	329	255	785
訪問調査員	25	6	43	7	81
社会福祉協議会	52	63	69	21	205
見守り訪問員	10	0	1	5	16
警察	4	34	4	4	46
議員	23	2	47	9	81
弁護士・司法書士	12	4	29	5	50
後見人等	3	3	116	0	122
裁判所	5	0	8	0	13
その他	182	112	375	81	750
計	1,698	1,190	2,998	1,904	7,790

(3) 施設別相談件数

(件)

	年間相談件数	月平均相談件数
センター (佐屋・佐屋西)	2,250	187.5
社協 (立田・八開)	1,358	113.2
佐屋苑 (市江・永和)	3,037	253.1
社協佐織 (佐織)	3,087	257.3
合計	9,732	811.0

(4) 相談内容別延件数

(人)

内 容		センター		社 協		佐屋苑		社協佐織		合計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
介護予防 ケアマネ ジメント	予防 給付	20	148	20	105	26	377	32	190	98	820
	総合 事業	69	304	45	221	55	494	25	95	194	1,114
総合相談・支援		528	1,617	184	868	245	1,888	285	2,208	1,242	6,581
高齢者虐待 ※詳細は(5)①参照		1	12	7	38	4	16	11	50	23	116
権利擁護		20	112	8	30	3	94	11	25	42	261
	成年 後見	13	99	2	5	1	70	7	19	23	193
	その他	7	13	6	25	2	24	4	6	19	68
介護支援 専門員 への支援		10	42	20	64	3	52	63	237	96	395
	ケアプ ランの 指導	0	3	13	39	1	5	22	48	36	95
	困難事 例への 対応	10	39	7	25	2	47	41	189	60	300
住宅改修		5	9	5	19	9	69	10	40	29	137
その他		1	6	6	13	3	47	179	242	189	308

(5) 高齢者虐待の内訳

① 相談・通報受理件数

(件)

	実件数 ※詳細は(4)参照	延件数 ※詳細は(4)参照	虐待認定 ※詳細は④参照
センター	1	12	1
社協	7	38	3
佐屋苑	4	16	3
社協佐織	11	50	2
合計	23	116	9

② 相談者・通報者(重複あり)

(件)

	本人	家族 親族	近隣住民 知人	民生 委員	医療 機関	警察	介護支援 専門員	介護保険 事業所	市職員	虐待者 自身	その他	合計
センター	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
社協	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	1	7
佐屋苑	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4
社協 佐織	0	0	1	0	1	3	2	5	0	0	0	12
合計	0	0	1	0	1	4	10	6	1	0	1	24

③ 虐待の種別(重複あり)

(件)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
センター	1	1	1	0	0	3
社協	3	0	0	0	0	3
佐屋苑	2	0	1	0	0	3
社協佐織	1	2	0	0	0	3
合計	7	3	2	0	0	12

④ 虐待の程度(深刻度)

(件)

	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	合計
センター	0	0	1	0	1
社協	3	0	0	0	3
佐屋苑	2	1	0	0	3
社協佐織	0	0	1	1	2
合計	5	1	2	1	9

・虐待の程度（深刻度）【厚生労働省調査項目に準ずる】

深刻度区分	説明
1（軽度）	本人意思を無視した行為、介護者の都合に合わせたケアが行われている、高齢者に軽度の被害・影響が生じている状態
2（中度）	虐待行為が繰り返されている、生活継続に支障が出ている状態
3（重度）	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている
4（最重度）	生命・身体・生活の危機的状況

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 介護支援専門員研修

実施日	実施内容	参加人数(人)
令和3年9月15日(水)	ケアプラン作成のポイント	15
令和4年1月26日(水)	介護支援専門員のための事例検討の進め方	16
	介護支援専門員のためのサービス担当者会議の開き方・進め方	10

(2) 介護支援専門員連絡会議

実施日	実施内容	参加人数(人)
令和4年3月30日(水)	(1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部（介護予防サービス計画作成等）委託契約について	41

介護保険事業所及び施設連絡会議

実施日	実施内容	参加人数(人)
令和3年7月16日(金)	介護実践に必要な観察のポイント	11
	介護職員のための運動器の障害予防教室 ～肩・腰・膝を中心に～	7
令和3年11月30日(火)	防災に関する研修会『震災・防災対策、BCPについて』	21

II 包括的支援事業（社会保障充実分）

1 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター

海部医療圏内の7市町村で設置した海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターにて、在宅医療・介護連携推進事業を行う。

(2) 海部医療圏市町村在宅医療連絡協議会

電子連絡帳の運営について7市町村で協議する。

新型コロナウイルス感染症対策のため、電子連絡帳上にて随時情報交換

(3) 電子@連絡帳システム「つながろまい愛西」

① 利用状況

登録患者数（人）	登録記事合計数（件）
385	12,868

※登録記事合計数は、システム導入時からの総計数

② 登録事業所数

	市内施設数	登録事業所数	登録率(%)
市	1	1	100.0
医療機関（医科）	39	10	25.6
医療機関（歯科）	25	6	24.0
薬局	21	8	38.1
訪問看護ステーション	5	3	60.0
地域包括支援センター	4	4	100.0
居宅介護支援事業所	18	16	88.9
訪問介護	14	8	57.1
通所介護	23	18	78.3
通所リハビリテーション	4	4	100.0
訪問入浴	1	1	100.0
短期入所生活介護	5	2	40.0
短期入所療養介護	0	0	—
福祉用具	1	1	100.0
小規模多機能型居宅介護	2	2	100.0
認知症対応型共同生活介護	3	0	—
特定施設入所者生活介護	3	1	33.3
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4	2	50.0
介護老人保健施設	1	1	100.0
その他		9	
合計	174	97	50.6

2 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーターの配置

社会資源や人材の発掘・育成及び高齢者のニーズとサービスのマッチングとともに、地域での通いの場や生活支援サービスの立ち上げや運営支援等を行う。

① 第1層生活支援コーディネーターの配置

市高齢福祉課 1名、市社会福祉協議会 1名（計2名）

② 第2層生活支援コーディネーターの配置

佐屋、立田、八開、佐織地区に1名ずつ配置（計4名）

(2) 協議体の設置

協議体を開催し、地域の課題・ニーズの分析とサービス・ネットワークの構築を図る。

① 第1層協議体（第2層協議体連絡会）

実施回数（回）	3（うち1回は書面開催）
---------	--------------

② 第2層協議体

日常生活圏域	実施回数（回）
佐屋地区	1 2
立田地区	1 2
八開地区	1 1
佐織地区	1 1

(3) 生活支援サポーター養成講座

高齢者の生活支援サービスの担い手の育成のため、生活支援サポーターの養成及び活動を支援する。

実施回数（回）	登録者数（人）
2	1 3

(4) 生活支援サポーターフォローアップ講座

生活支援サポーター養成講座受講者のためのフォローアップ講座を実施し、サポーター同士の情報・意見交換等を行った。

実施回数（回）	登録者数（人）
2	3 0

(5) 運転ボランティア養成講座

訪問型サービスD及び通所型サービスBで車両による送迎を行う担い手である運転ボランティアの養成及び活動を支援する。

実施回数（回）	登録者数（人）
1	5

3 認知症初期集中支援推進事業

(1) 事業実施状況

- ① 認知症初期集中支援チーム年間訪問回数 25回
- ② 訪問支援者数 10人
- ③ 認知症初期集中支援チーム員会議開催数 9回

4 地域ケア推進事業

(1) 地域ケア会議実施件数

①地域ケア会議（個別）

センター名	ケース数(件)	延開催数(回)
センター	2	3
社 協	0	0
佐屋苑	2	2
社協佐織	3	5
計	7	10

②地域ケア推進会議

実施回数	2
------	---

Ⅲ 一般介護予防事業

1 介護予防把握事業

(1) 対象者 65歳以上の高齢者

(2) 実施方法

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握するため、満75歳の市民（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ）に対し、基本チェックリストを郵送

(3) 実施状況

基本チェックリスト 配布者数 (人)	基本チェックリスト 回答者数 (人)	回収率 (%)	※介護予防・生活支援 サービス事業対象者数(人)	対象者率 (%)
605	595	98.3	214	36.0

(4) 令和3年度 基本チェックリストの結果

区 分		人 数 (人)
介護予防・生活支援サービス事業対象者		2 1 4
介護予防・生活支援サービス事業対象者の 内訳 (重複あり)	要介護認定申請を勧奨	3
	通所型サービスA利用者	0
	通所型サービスB利用者	0
	健足健口教室参加勧奨	1 3 2
	健足健口教室参加者	1 1
	一般介護予防・自主グループの勧奨	4 9
計		1 9 5
介護予防・日常生活支援総合事業非該当者		3 7 5
死亡、転出等		6
合計		5 9 5

2 介護予防普及啓発事業

(1) 対象者 65歳以上の高齢者

(2) 実施状況

事業名	実施回数	参加者延人数 (人)
愛西おでかけサロン (6会場)	2 1 6	2, 2 0 5
脳若トレーニング (3会場)	7 2	1, 1 2 1
出前講座	1	2 8
計	2 8 9	3, 3 5 4

3 地域リハビリテーション活動支援事業出前講座

(1) 対象者 市内でサロン活動を行っている団体

(2) 地域リハビリテーション研修会

実施回数	参加人数 (人)
2	3 5

(3) 地域リハビリテーション巡回指導

実施回数	参加人数 (人)
1 0	1 2 7

IV 介護予防・生活支援サービス事業について

1 通所型サービス

(1) 対象者

65歳以上の高齢者で要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者
(事業対象者)

(2) 実施方法

健康運動士、歯科衛生士及び管理栄養士による運動機能・口腔機能向上を目的
とした指導

(3) 実施状況

事業名	参加者実人数 (人)	参加者延人数 (人)
健足健口教室	15	82

V 任意事業

1 家族介護支援事業

(1) 家族介護者のつどい

在宅介護を行っている方、またはその家族を対象に、介護の悩みや困ったこと
等をお互いに話し合える機会を提供する。

回数 (回)	参加延人員 (人)
4	9

2 認知症高齢者見守り事業

(1) 認知症講演会

開催日	参加人員 (人)
令和3年11月17日 (水)	30

(2) 認知症サポーター養成講座

回数 (回)	参加延人員 (人)
10	131

(3) 認知症サポーターフォローアップ研修

開催日	参加人員 (人)
令和4年2月4日 (金)	9

(4) 高齢者見守りステッカー配布事業

申請件数 18件

3 成年後見制度利用支援事業

市長申立件数 (件)	申立費用助成人数 (人)	成年後見人等報酬 助成人数 (人)
0	0	4

VI その他事業

1 孤立死防止・早期発見の取り組み

(1) 事例調査・分析

孤立死防止・早期発見に役立てるため、「一人で亡くなっている状態で発見されたケース」について事例収集及び分析を行う。

発見件数	6
------	---

(2) 新聞販売店等見守り・通報依頼

市内等の新聞販売店、牛乳販売店、乳酸菌飲料販売店及び金融機関に対し、日常業務において新聞等がたまっているなどの異変を感じる場合に、市役所高齢福祉課・地域包括支援センターへ連絡してもらうように依頼し、市役所において安否確認を行う。

①見守り協力依頼事業所数

	件数 (件)
新聞販売店	7
牛乳販売店	5
乳酸菌飲料販売店	1
金融機関 (協定締結)	6
合 計	19

(3) 配食サービス事業

利用者数 (人)	年間利用食数 (食)
402	45,708

(4) 独居台帳の追記

65歳以上のひとり暮らし高齢者の急病や異変等の緊急時に備えるため、独居台帳に鍵を預けている人の追記を行う。

ひとり暮らし高齢者数(人)	登録者数 (人)
2,303	889

各地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

資料1-2

愛西市地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

令和4年3月末現在

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	備考
1	愛西市居宅介護支援事業所	496-8044	愛西市江西町宮西38番地	0567-37-3311	2375600232	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	
2	あいち海部農業協同組合居宅介護支援事業所	496-0876	津島市大縄町9丁目63番地	0567-28-6848	2372700779	あいち海部農業協同組合	津島市大縄町9丁目63番地	
3	アサヒ薬局・永和	496-0921	愛西市大井町宮新田32番地22	0567-32-0933	2377200106	合資会社 アサヒ薬局・佐屋	愛西市大井町宮新田32番地22	
4	愛宕ケアセンターまほろば	496-0035	津島市東愛宕町1丁目54番地1	0567-55-9596	2372700944	なも介護サポート株式会社	津島市南本町2丁目1番地	
5	海部南部ケアプラン	497-0058	海部郡蟹江町富吉三丁目221 タウニイ鶴正A棟203	0567-55-8608	2375602477	合同会社スモールステップ	愛西市蟹江町八幡一丁目65番地1	
6	アメニティつしま指定居宅介護支援事業所	496-0043	津島市古川町2丁目56番地	0567-28-8828	2372700050	医療法人 三善会	津島市葉苅町綿掛63番地	
7	アリス居宅介護支援事業所	496-8014	愛西市町方町二ツ橋104番地	0567-97-3911	2377200288	アリス株式会社	愛西市町方町二ツ橋108番地2	
8	株式会社福祉の里佐屋	496-0922	愛西市大野町未9番地	0567-33-0500	2375600950	株式会社 福祉の里	北名古屋北野天神13番地	
9	かもり介護センター	496-0005	津島市神守町字下町2番地	0567-25-8804	2372700522	有限会社 ながせ元気倶楽部	津島市神守町字下町2番地	
10	からうす居宅介護支援事業所	496-0026	津島市唐臼町半池72番地1	0567-31-4146	2372700027	有限会社 エーアンドケー介護サービス	津島市唐臼町半池72番地1	
11	カリヨンの郷 介護サポートセンター「新千秋」	497-0043	海部郡蟹江町大字新千秋字後西33番地	0567-95-6621	2375602253	社会福祉法人 カリヨン福祉会	海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番1	
12	居宅介護支援事業所 愛厚ホーム佐屋苑	496-0921	愛西市大井町浦田面268番地2	0567-32-1777	2375600141	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	名古屋市東区出来町二丁目8番21号	
13	居宅介護支援事業所 かにえ	497-0044	海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48番地1	0567-96-7010	2375602261	医療法人 瑞頌会	海部郡蟹江町西之森長瀬下65番地14	
14	居宅介護支援事業所 まごのて	496-0023	津島市鹿伏兎町東清水146番地	0567-32-5258	2372700340	有限会社 まごのて	津島市鹿伏兎町東清水146番地	
15	居宅介護支援事業所 ゆいまーる	496-0071	津島市新開町一丁目62番地	0567-58-1800	2372700977	株式会社 はじめの一步	津島市新開町一丁目62番地	
16	居宅介護支援事業所 悠縁	496-0908	愛西市甘村井町勘十田割36番地	0567-55-7022	2377200619	有限会社ライフエール	愛西市甘村井町勘十田割21番地2	
17	居宅介護支援事業所ローズ	490-1413	弥富市子宝町2丁目105番地1	0567-52-1813	2375601313	医療法人 御幸会	弥富市子宝町2丁目105番地4	
18	居宅介護支援センター さくら	498-0017	弥富市前ヶ須町午新田669番地3	0567-66-1116	2377500075	医療法人 本庄会	弥富市前ヶ須町午新田669番地3	
19	居宅介護支援センター陽だまりの里	496-0003	津島市寺野町好土44番地	0567-23-1400	2372700720	社会福祉法人 高久会	津島市寺野町好土44番地	
20	ケアセンター くすのき	490-1111	あま市甚目寺桑丸57番地7	052-441-2623	2377601238	株式会社 くすのき	あま市甚目寺桑丸57番地7	
21	ケアプラン あいち福祉サービス	490-1314	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	0567-46-5677	2373900790	有限会社 ラッキー・クローバー	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	
22	ケアプラン古都 さおり館	496-8018	愛西市湊高町上八反31番地3	0567-69-5106	2377200510	有限会社 ライズケア	愛西市湊高町上八反31番地3	
23	ケアプランセンター・花水木	496-8001	愛西市勝幡町緑町48番地	0567-22-5630	2377200205	有限会社 タケムラ	稲沢市正明寺2丁目7番14号	

24	ケアプランセンターページブル弥富	490-1405	弥富市神戸2丁目53番地	0567-74-0770	2377500273	医療法人 服和会	弥富市佐古木3丁目292番地1
25	ケアプラン 和み	496-0043	津島市古川町四丁目13番地	0567-69-5081	2372701033	アイエスエス株式会社	津島市藤里町1丁目42番地2
26	ケアプラン ひばり	490-1222	あま市木田飛江ノ見74番地5	052-462-1236	2377600719	有限会社 USD	あま市木田飛江ノ見74番地5
27	ケアプラン真藤香	496-0038	津島市橋町1丁目7番地3	0567-55-7566	2372701074	真藤香合同会社	津島市橋町1丁目7番地3
28	ケアプラン みなとも 愛西	496-8017	愛西市大野山町海用62番地2 プロシード・アン303	0567-69-8222	2377200809	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地
29	ケアプラン みなとも 弥富	498-0026	弥富市鯛浦町西前新田43番地	0567-65-8251	2377500307	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地
30	在宅介護支援センター おあしす	496-0072	津島市南新開町1丁目98番地	0567-23-3462	2372700092	医療法人 六寿会	津島市南新開町1丁目114番地
31	指定居宅介護支援事業所 蓮香	498-8008	愛西市北河田町蓮田6番地の1	0567-31-7746	2377200254	株式会社 gaNeza	愛西市北河田町蓮田6番地の1
32	長寿の里・十四山居宅介護支援事業所	490-1401	弥富市六條町大崎69番地1	0567-52-3294	2377500067	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1
33	長寿の里・津島居宅介護支援事業所	496-0874	津島市江西町1丁目4番5	0567-31-7331	2372700266	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1
34	津島ケアセンターまほろば	496-0834	津島市南本町2丁目1番地	0567-22-5766	2372700506	なも介護サポート有限会社	津島市南本町2丁目1番地
35	津島中央病院指定居宅介護支援	496-0009	津島市葉苺町字綿掛63番地	0567-23-3200	2372700043	医療法人 三善会	津島市葉苺町綿掛63番地
36	ネットワーク愛知居宅介護支援事業所	496-0025	津島市中一色町西沢30番地	0567-33-0880	2372700696	株式会社 ニューキャスト	名古屋市中区千代田3丁目1番地11号 紀志屋ビル3B
37	ニチイケアセンターなごや西部	454-0911	名古屋市中川区高畑5丁目226	052-363-9611	2371002144	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
38	はっぴいケアプランセンター	496-0921	愛西市大井町七川北61番地	0567-33-1018	2377200197	医療法人 永好会	愛西市大井町七川北33番地
39	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	496-8001	愛西市勝幡町緑町165番地1	0567-22-2911	2377200130	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地
40	ほのぼのあま指定居宅介護支援事業所	490-1222	あま市木田五反田87番地4	052-449-4360	2377601063	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地
41	ほのぼの平和指定居宅介護支援事業所	490-1323	稲沢市平和町下起南275番地	0567-47-1788	2373900881	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地
42	明範荘指定居宅介護支援事業所	496-8046	愛西市赤目町山之神30番地1	0567-37-3077	2375600729	社会福祉法人 貞徳会	愛西市赤目町山之神30番地1
43	やまと介護サービス	492-8251	稲沢市東緑町三丁目3番地	0587-32-2232	2373900717	有限会社 やまと介護サービス	稲沢市奥田膳棚町13番地
44	悠々の里居宅介護支援事業所	496-0944	愛西市小茂井町宮浦64番地1	0567-28-6618	2377200379	社会福祉法人 萬里の会	愛西市小茂井町宮浦64番地1

社協地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

令和4年3月末現在

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	備考
1	愛西市居宅介護支援事業所	496-8044	愛西市江西町宮西38番地	0567-37-3313	2375600232	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	
2	あいち海部農業協同組合居宅介護支援事業所	496-0876	津島市大縄町9丁目63番地	0567-23-3011	2372700779	あいち海部農業協同組合	津島市大縄町9丁目63番地	
3	愛宕ケアセンターまほろば	496-0035	津島市東愛宕町1丁目54番地1	0567-55-9596	2372700944	なも介護サポート株式会社	津島市南本町2丁目1番地	
4	アリス居宅介護支援事業所	496-8014	愛西市町方町二ツ橋104番地	0567-23-2411	2377200288	アリス株式会社	愛西市町方町二ツ橋108番地2	
5	介護支援センター やわらぎ	454-0971	名古屋市中川区富田町千音寺 字西五反田1592番地1丸八ビル1階南	052-414-5325	2371003043	株式会社 柔気	名古屋市中川区富田町千音寺 字西五反田1592番地1丸八ビル1階南	
6	株式会社 福祉の里 佐屋	496-0922	愛西市大野町未9番地	0567-33-0500	2375600950	株式会社 福祉の里	北名古屋市北野天神13番地	
7	かもり介護センター	496-0005	津島市神守町下町2番地	0567-25-8804	2372700522	有限会社 ながせ元気倶楽部	津島市神守町下町2番地	
8	からうす居宅介護支援事業所	496-0026	津島市唐臼町半池72番地1	0567-31-4146	2372700027	有限会社 エーアンドケー介護サービス	津島市唐臼町半池72番地1	
9	亀泉会平和相談センター	490-1323	稲沢市平和町下起東51番地	0567-47-1777	2373901137	社会福祉法人 亀泉会	稲沢市平和町観音堂東海塚33番地	
10	居宅介護支援事業所 あーち	490-1323	稲沢市平和町下起中113番地1	0567-46-1168	2373901707	合同会社 フロックス	稲沢市平和町下起中113番地1	
11	居宅介護支援センター さくら	498-0017	弥富市前ヶ須町午新田669-3	0567-66-1116	2377500075	医療法人 本庄会	弥富市前ヶ須町午新田669-3	
12	居宅介護支援事業所 まごのて	496-0023	津島市鹿伏兎町東清水146番地	0567-32-5258	2372700340	有限会社 まごのて	津島市鹿伏兎町東清水146番地	
13	居宅介護支援事業所 ゆいまーる	496-0862	津島市城山町三丁目82番地	0567-58-1800	2372700977	株式会社 はじめの一步	津島市城山町三丁目82番地	
14	居宅介護支援事業所 悠縁	496-0908	愛西市甘村井町勘十田割36番地	0567-55-7022	2377200619	有限会社ライフエール	愛西市甘村井町勘十田割21番地1	
15	居宅介護支援事業所 ローズ	490-1413	弥富市子宝二丁目105番地1	0567-52-2877	2375601313	医療法人 御幸会	弥富市子宝町中島105番地4	
16	ケアプラン 古都さおり館	496-8018	愛西市湊高町上八反31番地3	0567-69-5106	2377200510	有限会社 ライズケア	愛西市湊高町上八反31番地3	
17	ケアプラン みなとも 愛西	496-8017	愛西市大野山町海用62番地2 プロシード・アン303	0567-69-8222	2377200809	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	
18	ケアプラン みなとも 弥富	498-0026	弥富市鯛浦町西前新田43番地	0567-65-8251	2377500307	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	
19	ケアプラン ふれあいサービス	492-8145	稲沢市正明寺一丁目6番17号	0587-34-5288	2373900105	有限会社 ふれあいサービス	稲沢市正明寺一丁目6番17号	
20	ケアプラン真藤香	496-0038	津島市橘町1丁目7番地3	0567-55-7566	2372701074	真藤香合同会社	津島市橘町1丁目7番地3	
21	指定居宅介護支援事業所 蓮香	496-8008	愛西市北河田町蓮田6番地1	0567-31-7746	2377200254	株式会社 gaNeza	愛西市北河田町蓮田6番地1	
22	長寿の里津島居宅介護支援事業所	496-0874	津島市江西町1丁目4番地5	0567-31-7331	2372700266	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1	
23	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	496-8001	愛西市勝幡町緑町165番地1	0567-22-2911	2377200130	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
24	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	490-1323	稲沢市平和町下起南275番地	0567-47-1788	2373900881	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
25	明範荘居宅介護支援事業所	496-8046	愛西市赤目町山之神30番地1	0567-37-0217	2375600729	社会福祉法人 貞徳会	愛西市赤目町山之神30番地1	

26	悠々の里居宅介護支援事業所	496-0944	愛西市小茂井町宮浦64番地1	0567-28-6618	2377200379	社会福祉法人 萬里の会	愛西市小茂井町宮浦64番地1	
27	ケアプラン雪月花	496-0918	春日井市如意申町8-7-18	0567-44-2552	2372504916	東京堂株式会社	春日井市上田楽町3413番地14	
28	ケアプラン あいち福祉サービス	490-1314	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	0567-46-5677	2373900790	有限会社 ラッキー・クローバー	稲沢市平和町西光坊大門914番地1	
29	ケアプラン 和み	496-0043	津島市古川町四丁目13番地	0567-69-5081	2372701033	アイエスエス株式会社	津島市藤里町1丁目42番地2	
30	ケアプランセンター 花水木	496-8001	愛西市勝幡町緑町48番地	0567-22-5630	2377200205	有限会社 タケムラ	稲沢市正明寺2丁目7番14号	

佐屋苑地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

令和4年3月末現在

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	備考
1	愛西市居宅介護支援事業所	496-8044	愛西市江西町宮西38番地	0567-37-3311	2375600232	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	
2	アサヒ薬局・永和	496-0921	愛西市大井町宮新田32番地22	0567-32-0933	2377200106	合資会社 アサヒ薬局・佐屋	愛西市大井町宮新田32番地22	
3	アメニティつしま指定居宅介護支援事業所	496-0043	津島市古川町2丁目56番地	0567-28-8828	2372700050	医療法人 三善会	津島市葉苅町綿掛63番地	
4	アリス居宅介護支援事業所	496-8014	愛西市町方町二ツ橋104	0567-97-3911	2377200288	アリス有限公司	愛西市町方町二ツ橋108-2	
5	株式会社 福祉の里佐屋	496-0922	愛西市大野町未9番地	0567-33-1050	2375600950	株式会社 福祉の里	北名古屋北野天神13番地	
6	かもり介護センター	496-0005	津島市神守町字下町2番地	0567-25-8804	2372700522	有限会社 ながせ元気倶楽部	津島市神守町字下町2番地	
7	居宅介護支援センター さくら	498-0017	弥富市前ヶ須町午新田669-3	0567-66-1116	2377500075	医療法人 本庄会	弥富市前ヶ須町午新田669-3	
8	居宅介護支援事業所 愛厚ホーム佐屋苑	496-0921	愛西市大井町浦田面268番地2	0567-32-1777	2375600141	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	名古屋市東区出来町二丁目8番21号	
9	居宅介護支援事業所 かにえ	497-0044	海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48番1	0567-96-7009	2375602261	医療法人 瑞頌会	海部郡蟹江町西之森字長瀬下65番14	
10	居宅介護支援事業所 まごのて	496-0023	津島市鹿伏兎町東清水146番地	0567-32-5258	2372700340	有限会社 まごのて	津島市鹿伏兎町東清水146番地	
11	居宅介護支援事業所 ゆいまーる	496-0071	津島市新開町1丁目62番地	0567-58-1800	2372700977	株式会社 はじめの一步	津島市城山町3丁目82番地	
12	居宅介護支援事業所 悠縁	496-0908	愛西市甘村井町勘十田割36番地	0567-55-7022	2377200619	有限会社 ライフェール	愛西市甘村井町勘十田割21番地2	
13	居宅介護支援事業所 ローズ	490-1413	弥富市子宝二丁目105番地1	0567-52-1813	2375601313	医療法人 御幸会	弥富市子宝二丁目105番地4	
14	ケアセンター くすのき	490-1111	愛知県あま市甚目寺桑丸57-7	052-441-2623	2377601238	株式会社 くすのき	愛知県あま市甚目寺桑丸57-7	
15	ケアプラン古都 さおり館	496-8018	愛西市湊高町上八反31番地3	0567-69-5106	2377200510	有限会社 ライズケア	愛西市湊高町上八反31番地3	
16	ケアプランセンターページブル弥富	490-1405	弥富市神戸二丁目53番地	0567-74-0770	2377500273	医療法人 服和会	弥富市佐古木3丁目292番地1	
17	ケアプラン みなとも 愛西	496-8017	愛西市大野山町海用62番地2 プロシード・アン303	0567-69-8222	2377200809	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	
18	ケアプラン みなとも 弥富	498-0026	弥富市鯛浦町西前新田43番地	0567-65-8251	2377500307	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	
19	指定居宅介護支援事業所 蓮香	498-8008	愛西市北河田町蓮田6番地の1	0567-31-7746	2377200254	株式会社 gaNeza	愛西市北河田町蓮田6番地の1	
20	宝会指定居宅介護支援事業所	497-0012	あま市七宝町下田矢倉下1433番地	052-445-5427	2375600067	医療法人 宝会	あま市七宝町下田矢倉下1433番地	
21	長寿の里・十四山 居宅介護支援事業所	490-1401	弥富市六條町大崎69番地1	0567-52-3294	2377500067	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1	
22	津島ケアセンターまほろば	496-0834	津島市南本町2丁目1番地	0567-22-5766	2372700506	なも介護サポート有限公司	津島市南本町2丁目1番地	
23	ネットワーク愛知居宅介護支援事業所	496-0025	津島市中一色町西沢30番地	0567-33-0880	2372700696	株式会社 ニューキャスト	名古屋市中区千代田3丁目1番地11号 志屋ビル3B	紀
24	ハート医科介護支援サービス	497-0004	あま市七宝町桂親田2027番地	052-449-6050	2375601479	株式会社タケダ	あま市七宝町桂親田2027番地	
25	はっぴいケアプランセンター	496-0921	愛西市大井町七川北61番地	0567-33-1018	2377200197	医療法人 永好会	愛西市大井町七川北61番地	

26	はるすケアプランサービス蟹江	497-0052	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65番地22	0567-95-6871	2375601487	株式会社 ハルス	名古屋市守山区茶臼前5番10号	
27	ほのぼの平和指定居宅介護支援事業所	490-1323	愛知県稲沢市平和町下起南275-1	0567-47-1788	2373900881	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
28	ケアプラン あいち福祉サービス	490-1314	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	0567-46-5677	2373900790	有限会社 ラッキー・クローバー	稲沢市平和町西光坊大門914番地1	
29	愛宕ケアセンターまほろば	496-0035	津島市東愛宕町1丁目54番地1	0567-55-9596	2372700944	なも介護サポート有限公司	津島市南本町2丁目1番地	
30	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	496-8001	愛西市勝幡町緑町165番地1	0567-22-2911	2377200130	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
31	セーヌ蟹江居宅介護支援事業所	497-0036	海部郡蟹江町須成西7丁目90番地1	0567-94-3123	2375601610	医療法人 宝会	あま市七宝町下田矢倉下1432番地	
32	あいち海部農業協同組合居宅介護支援事業所	496-0876	津島市大縄町9丁目63番地	0567-23-3011	2372700779	あいち海部農業協同組合	津島市大縄町9丁目63番地	

社協佐織地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所一覧

令和4年3月末現在

NO	居宅介護支援事業所名	郵便番号	所在地	電話	事業者番号	法人名	法人所在地	備考
1	愛西市居宅介護支援事業所	496-8044	愛西市江西町宮西38番地	0567-37-3313	2375600232	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	
2	あいち海部農業協同組合居宅介護支援事業所	496-0876	津島市大縄町9丁目63番地	0567-23-3011	2372700779	あいち海部農業協同組合	津島市大縄町9丁目63番地	
3	アメニティつしま指定居宅介護支援事業所	496-0043	津島市古川町2丁目56番地	0567-28-8828	2372700050	医療法人 三善会	津島市葉苺町綿掛63番地	
4	アリス居宅介護支援事業所	496-8014	愛西市町方町二ツ橋104番地	0567-23-2411	2377200288	アリス有限会社	愛西市町方町二ツ橋108番地2	
5	介護支援センター やわらぎ	454-0971	名古屋市中川区富田町千音寺 字西五反田1592番地1丸八ビル1階南	052-414-5325	2371003043	株式会社 柔気	名古屋市中川区富田町千音寺 字西五反田1592番地1丸八ビル1階南	
6	かもり介護センター	496-0005	津島市神守町下町2番地	0567-25-8804	2372700522	有限会社 ながせ元気倶楽部	津島市神守町下町2番地	
7	からうす居宅介護支援事業所	496-0026	津島市唐臼町半池72番地1	0567-31-4146	2372700027	有限会社 エーアンドケー介護サービス	津島市唐臼町半池72番地1	
8	亀泉会平和相談センター	490-1323	稲沢市平和町下起東51番地	0567-47-1777	2373901137	社会福祉法人 亀泉会	稲沢市平和町観音堂東海塚33番地	
9	居宅介護支援事業所 あーち	490-1323	稲沢市平和町下起中113番地1	0567-46-1168	2373901707	合同会社 フロックス	稲沢市平和町下起中113番地1	
10	津島ケアセンターまほろば	496-0834	津島市南本町2丁目1番地	0567-22-5766	2372700506	なも介護サポート有限会社	津島市南本町2丁目1番地	
11	居宅介護支援事業所 ゆいまーる	496-0862	津島市城山町三丁目82番地	0567-58-1800	2372700977	株式会社 はじめの一步	津島市城山町三丁目82番地	
12	居宅介護支援事業所 悠縁	496-0908	愛西市甘村井町勘十田割36番地	0567-55-7022	2377200619	有限会社ライフエール	愛西市甘村井町勘十田割21番地1	
13	居宅介護支援センター陽だまりの里	496-0003	津島市寺野町字好土44番地	0567-23-1400	2372700720	社会福祉法人 高久会	津島市寺野町好土44番地	
14	ケアセンター くすのき	490-1111	あま市基目寺桑丸57番地7	052-441-2623	2377601238	株式会社 くすのき	あま市基目寺桑丸57番地7	
15	ケアプラン あいち福祉サービス	490-1314	稲沢市平和町西光坊大門北914番地1	0567-46-5677	2373900790	有限会社 ラッキー・クローバー	稲沢市平和町西光坊大門914番地1	
16	ケアプラン古都 さおり館	496-8018	愛西市湊高町上八反31番地3	0567-69-5106	2377200510	有限会社 ライズケア	愛西市湊高町上八反31番地3	
17	ケアプランセンター・花水木	496-8001	愛西市勝幡町緑町48番地	0567-22-5630	2377200205	有限会社 タケムラ	稲沢市正明寺2丁目7番14号	
18	ケアプラン ひばり	490-1222	あま市木田飛江ノ見74番地5	052-462-1236	2377600719	有限会社 USD	あま市木田飛江ノ見74番地5	
19	ケアプラン ふれあいサービス	492-8145	稲沢市正明寺一丁目6番17号	0587-34-5288	2373900105	有限会社 ふれあいサービス	稲沢市正明寺一丁目6番17号	
20	ケアプラン 和み	496-0043	津島市古川町四丁目13番地	0567-69-5081	2372701033	アイエスエス株式会社	津島市藤里町1丁目42番地2	
21	指定居宅介護支援事業所 蓮香	496-8008	愛西市北河田町蓮田6番地1	0567-31-7746	2377200254	株式会社 gaNeza	愛西市北河田町蓮田6番地1	
22	長寿の里津島居宅介護支援事業所	496-0874	津島市江西町1丁目4番地5	0567-31-7331	2372700266	社会福祉法人 愛燦会	津島市江西町1丁目3番1	
23	直営	496-8014	愛西市町方町北堤外136番地5	0567-23-0988	2307200044	社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会	愛西市江西町宮西38番地	
24	津島中央病院指定居宅介護支援	496-0009	津島市葉苺町字綿掛63番地	0567-23-3200	2372700043	医療法人 三善会	津島市葉苺町綿掛63番地	
25	ほのぼのあま指定居宅介護支援事業所	490-1222	あま市木田五反田87番地4	052-449-4360	2377601063	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
26	ほのぼの愛西指定居宅介護支援事業所	496-8001	愛西市勝幡町緑町165番地1	0567-22-2911	2377200130	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	

27	ほのぼの平和指定居宅介護支援事業所	490-1323	稲沢市平和町下起南275番地	0567-47-1788	2373900881	株式会社 サンケア	稲沢市平和町西光坊新町73番地	
28	明範荘居宅介護支援事業所	496-8046	愛西市赤目町山之神30番地1	0567-37-0217	2375600729	社会福祉法人 貞徳会	愛西市赤目町山之神30番地1	
29	悠々の里居宅介護支援事業所	496-0944	愛西市小茂井町宮浦64番地1	0567-28-6618	2377200379	社会福祉法人 萬里の会	愛西市小茂井町宮浦64番地1	
30	愛宕ケアセンターまほろば	496-0035	津島市東愛宕町1丁目54番地1	0567-55-9596	2372700944	なも介護サポート株式会社	津島市南本町2丁目1番地	
31	株式会社福祉の里佐屋	496-0922	愛西市大野町未9番地	0567-33-0500	2375600950	株式会社 福祉の里	北名古屋市北野天神13番地	
32	ケアプラン みなとも 愛西	496-8017	愛西市大野山町海用62番地2 プロシード・アン303	0567-69-8222	2377200809	株式会社 Welloop	弥富市鯛浦町西前新田43番地	
33	ケアプラン雪月花	496-0918	春日井市如意申町8-7-18	0567-44-2552	2372504916	東京堂株式会社	春日井市上田楽町3413番地14	
34	ケアプランセンター長楽	482-8349	稲沢市儀長5丁目129番地	0587-81-5482	2373901558	株式会社長楽	稲沢市儀長2丁目79番地	
35	ケアプランセンター心彩	497-0012	あま市七宝町下田上才当治23番地	052-717-4726	2377600750	株式会社ハートフル・ハウス	あま市七宝町下田西長代1372番地2	
36	いろは居宅介護支援事業所	492-8238	稲沢市奥田堀畑町143番地	0587-22-7168	2373901715	一般社団法人地域で作る介護と福祉の ネットワーク協会	稲沢市奥田堀畑町143番地	
37	グリーンハンズ居宅介護支援事業所	454-0972	名古屋市中区新家3丁目2706番地	052-432-4821	2371001021	有限会社グリーンハンズ居宅介護支援事 業所	名古屋市中川区新家3丁目2706番地	
38	Kライン・ケアプランセンター美和	490-1225	あま市蜂須賀北本郷1317番地1	052-526-0550	2377600693	Kラインケア株式会社	丹羽郡大口町高橋2丁目185番地	

令和3年度地域包括支援センターの事業評価結果について

I 地域包括支援センターの事業評価について

介護保険法の改正に伴い、平成30年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、全国で統一した指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となり、国が定めた指標に基づき、市内地域包括支援センターの事業評価を実施した。

1 評価項目

(1) 組織運営体制等

- | | |
|-------------|------|
| ① 組織運営体制 | 12項目 |
| ② 個人情報の管理 | 4項目 |
| ③ 利用者満足度の向上 | 3項目 |

(2) 個別業務

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 総合相談支援業務 | 6項目 |
| ② 権利擁護業務 | 5項目 |
| ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6項目 |
| ④ 地域ケア会議 | 9項目 |
| ⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5項目 |

(3) 事業間連携（社会保障充実分） 5項目

2 評価方法

(1) 各地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにて、事業の自己評価を行うとともに、その根拠を記載する。課題と取り組みについては、中項目ごとに記載する。

(2) 行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターに対してヒアリングを行い、地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

(3) 運営協議会にて報告

地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

3 評価基準

評価	評価基準
3	業務が評価できるものであった。
2	業務が予定どおり遂行できた。
1	業務が遂行できなかった。

※ 2を標準とする。自己評価理由は、すべての項目に対して記載する。

Ⅱ 評価結果

別紙「資料2-3」のとおり。

令和2年度より改善した項目として、組織運営体制の1項目（小項目14）、個別業務の2項目（小項目31、48）であった。

これまで、評価1のついた項目の改善に取り組んできた結果、令和3年度は全ての項目で評価2以上となった。

今後、評価3の項目が増やせるようにしていく。令和4年度は、高齢者のフレイル予防、重層的課題や認知症のある高齢者への支援、地域の支え合い体制づくりの推進に力を入れ、それらに関連した項目の評価向上ができるようにしたい。

なお、令和2年度に評価1のついた項目は以下の取り組みを行い改善した。

[市評価で1（業務が遂行できなかった）の項目について、市として取組んだこと]

（1）組織運営体制等

② 個人情報の管理

小項目14 個人情報保護に関するガイドライン、愛西市セキュリティポリシー等を示し、対応について地域包括支援センターと共有した。

（2）個別業務

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

小項目31 居宅介護支援事業所に従事者の名簿の提出を依頼し、事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握した。

⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

小項目48 高齢者のセルフマネジメントを推進するため、セルフマネジメントについての資料や社会資源に関する情報を示し、対応について地域包括支援センターと共有した。

Ⅲ 評価スケジュールについて

別紙「評価スケジュール」のとおり

「評価スケジュール」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
地域包括支援センター	● 実施計画に沿って運営 ● 前年度実績報告		● 前年度自己評価の実施・評価表提出			
市			● 自己評価表確認、ヒアリング	● 評価実施及び評価を踏まえた運営方針の検討		
運営協議会						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域包括支援センター	● 実施計画に沿って運営	● 評価を受けて、改善策の検討及び実施	● 次年度事業計画書案提出	● 運営協議会を経て次年度計画の確定		
市		● 評価の報告 評価の公表 ● フィードバック	● 運営協議会での意見を踏まえた運営方針の検討		● 運営協議会を経て次年度方針の確定	
運営協議会		● 前年度評価・実績の確認 ● 評価に対する意見			● 次年度運営方針及び事業計画に対する意見	

愛西市内地域包括支援センター評価表まとめ				市包括				社協包括				佐屋苑				社協佐織					
				令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度			
大項目	中項目	小項目		自己評価	市評価																
2 個別業務	②権利擁護業務	26	成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されているか。	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2				
		27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		28	センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2		
		29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		30	消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		32	介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2			
		35	介護支援専門員が、円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2			
		36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	④地域ケア会議	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		38	センター主催の地域ケア会議の運営方針をセンター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		41	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことはあるか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用しているか。	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	3	2				
	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2				
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	51	医療関係者との合同事例検討会に参加しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2					
	52	医療関係者との合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
合計点数				111	110	109	109	110	110	107	109	108	110	110	110	112	111	0	0		

地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）プロポーザル審査結果

愛西市は、「地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）」の受託者特定のための公募型プロポーザルを令和4年6月から9月にかけて実施した。

本プロポーザルは、2段階審査とした。第1次審査では提出された参加申込書等のうち、参加資格要件について審査し、提出業者1者を第2次審査参加者として選定した。また、法人の業務実績及び経営状況について評価を行った。

第2次審査では、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価して、最優秀者を決定した。

審査の結果は以下のとおりである。

1 経緯

(1) 1回目参加者募集

令和4年6月10日：第1回特定審査会

6月23日：公告

7月12日：参加表明書等の受付終了

※参加応募者がなかったため、中止

(2) 2回目参加者募集

令和4年7月29日：第1回特定審査会（書面開催）

8月4日：公告

8月23日：参加表明書等の受付終了

8月25日：第2回特定審査会（書面開催）

8月30日：第1次審査結果通知

9月15日：企画提案書の受付終了

9月30日：第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第3回特定審査会

2 応募者数（2回目参加者募集）

1者

3 第1次審査結果

1者 社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛厚ホーム佐屋苑

4 第2次審査結果

最優秀者 社会福祉法人愛知県厚生事業団 愛厚ホーム佐屋苑

125.7点／150点

5 その他

審査員、審査講評については別掲に示す。

地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）プロポーザル審査講評

愛西市地域包括支援センター事業委託
特定審査会

会長 鈴木 睦

1 選定経緯

令和4年4月19日に愛西市長から7名に対して本プロポーザルの特定審査会委員の依頼があり、その後、参加者募集を行った時は応募がなかった。

そのため、内容を修正の上、2回目の参加者募集を行い、その後、3回にわたる特定審査会で審議を行い、最優秀者を特定した。

（特定審査会委員）

会 長	鈴木 睦	愛西市副市長
委 員	松宮 朝	愛知県立大学教授
委 員	山田 幸敏	税理士
委 員	橋本 貴裕	愛西市介護支援専門員連絡協議会代表
委 員	石原 ひろみ	愛西市民生児童委員協議会 佐屋地区会長
委 員	平井 正	社会福祉士
委 員	松本 繁	愛西市保険福祉部参事

（事務局）

愛西市保険福祉部高齢福祉課、総務部財政課

(1) 1回目参加者募集

ア 第1回特定審査会（令和4年6月10日）

委員の互選により、鈴木睦委員が会長に選出された。

その後、地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）プロポーザル実施要領（案）等について審議した。

イ プロポーザルの中止

参加表明書提出期限の令和4年7月12日までに提出者がいなかったため、本プロポーザルを中止とした。

(2) 2回目参加者募集

ア 第1回特定審査会（令和4年7月29日）

1回目参加者募集時との修正箇所について、参集して審議する必要性が低いため、書面開催とした。

イ 第2回特定審査会（令和4年8月25日）

提出された1者の参加表明書等により参加資格要件について審議し、

その結果、第2次審査参加者として選定した。

また、①法人の業務実績、②経営状況の2点について第1次審査を行った。評価基準に従ってあらかじめ事務局が採点した結果について、これを了承した。

(3) 第3回特定審査会（令和4年9月30日）

愛西市役所南館において、第2次審査を実施した。

非公開として、選定した1者の団体名を伏せてプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

終了後、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、運営の基本方針、運営事業、リスク管理、運営体制及び職員体制等7項目を各審査委員が評価点をつけ、集計を行った。

なお、企画提案書のうち見積額については、評価基準に従ってあらかじめ事務局が採点した結果を了承した。

集計結果は、第1次審査結果と第2次審査結果の総合点が評価点合計の6割を超えているため、A者を最優秀者と特定した。

2 選定講評

- ・質問に対する答えが、「これは弱い」と感じるどころがなく、提案内容は意欲的と感じた。
- ・プレゼンテーションの時間が非常に短かったと感じた。
- ・提案の内容が抽象的で、具体的に記載しているところが少ない印象であった。一方、人員配置では法人内の人事異動も含め、しっかりとした配置が可能のようであり、安心できる内容であった。
- ・1者だけだと比較が困難なので、2者、3者参加してもらいたい。

今回、プレゼンテーション及びヒアリングを非常に円滑に行うことができたこと、また、愛西市のために貴重な提案を示していただいたことに対し、提案者に審査員一同敬意を表す。

以上

地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）仕様書

1 事業名

地域包括支援センター事業委託（佐屋地区）

2 目的

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することを目指して、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46の規定に基づく地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が行う法第115条の45第1項及び第2項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業包括的支援事業及び法第115条の23に規定する指定介護予防支援事業等の事業、法115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）を委託することを目的とする。

3 履行期間

契約期間：令和4年12月1日（予定）から令和7年3月31日まで

履行期間：令和5年2月1日から令和7年3月31日まで

（令和5年2月1日から3月31日までは移行期間）

なお、本事業は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約である。

4 担当圏域

佐屋地区とする。

日常生活圏域	人口	高齢者人口 （65歳以上）	令和3年度介護予防プラン作成件数（委託含む）
佐屋地区	28,837人	8,835人	3,365件

※人口及び高齢者人口（65歳以上）は令和4年4月1日現在

5 設置場所

佐屋地区に設置するものとし、建物等の不動産は法人（以下「受託者」という）が準備すること。受託者の所有、賃貸いずれも可能とする。賃貸の場合は、貸主との契約は受託者が行うこと。

6 開設時間及び休業日**(1) 開設時間**

午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、開設時間には、執務準備・執務整理時間を含まない。

(2) 休業日

- ア 土曜日及び日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
- (3) 開設時間外及び休業日の対応
- 開設時間外及び休業日においても、緊急時に連絡をとることができるよう緊急連絡体制を整え、必要な対応を行うこと。

7 建物設備等

- (1) 利用者専用の駐車スペース及び駐輪スペースを敷地内又は近隣地に必要台数を確保すること。
- (2) 事務所は、他の介護保険サービス事業所等と併設することも可能とする。ただし、独立したスペースを確保して設置すること。
- (3) 施設全体は機械警備等十分なセキュリティが確保され、下記の全ての条件を有していること。

ア 事務室

支援センターの運営に必要な広さの事務室を設けること。事務机と椅子を必要人員分確保し、パソコン・パソコン用のプリンター・電話機・ファクシミリを設置するスペース及び電源を十分に確保すること。

情報機器の運用に関しては別途示す愛西市情報セキュリティーポリシーを遵守し、情報セキュリティに関する研修やチェックは愛西市（以下「市」という。）に準じた対応を行うこと。システムの運用・管理は受託者の責任において行うものとする。

イ 相談室

大人4、5人がテーブル等を囲んで会話できる程度のスペースを確保し、プライバシーが確保されるよう相談者に配慮した形態とすること。

ウ 設備等

- (ア) 支援センターの看板及び案内板等を1か所以上設置すること。
- (イ) 支援センター専用の固定電話回線を開設すること。
- (ウ) 電話機・ファクシミリ等、必要な事務機器を準備すること。また、運営に必要なケースファイル・書籍等を保管するための施錠可能な保管庫を備えていること。

エ 国民健康保険団体連合会に請求するパソコン及びインターネット回線を設置すること。

オ 支援センターの職員が専用に利用できる自動車を1台以上配備すること。

8 人員配置

- (1) 令和5年2月1日から3月31日までの移行期間を除き、次に掲げる資格を有する者を含む正規職員を、支援センター事業専任で、常勤として合計6名配置すること。

ア 保健師 1名

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）で、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。

イ 社会福祉士 1名

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

ウ 主任介護支援専門員 1名

主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護保険支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

エ 認知症地域支援推進員 1名

上記のア～ウの職員が兼務することができる。認知症地域支援推進員研修未受講で配置できる職員がない場合には、認知症施策推進の担当者を定めること。

※ なお、事業の必要に応じて別に事務職員等を配置することができる。ただし、その場合の person 費については、委託料の範囲とすること。

- (2) 支援センターに責任者（支援センター所長）を定めるものとする。なお、責任者は、上記ア～ウの職員が兼務することができる。
- (3) 「6 開設時間及び休業日」（1）に定める開設時間においては、必ず1名の職員は事務所内に残り、相談業務等に対応できる勤務体制をとること。
- (4) 当該業務に従事する者をあらかじめ市に報告すること。また、報告した職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ書面をもって報告し、事前承認を得ること。
- (5) 必要に応じて職員に対し、採用時又は採用後も定期的に研修を行い、職員の資質向上に努めること。また、職員の健康診断を採用時その後少なくとも1年に1回以上実施し、その結果を5年間保管すること。

9 事業内容等

支援センターは、次に定める事業を行うものとする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項第1号）

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業（法第115条の45第1項第1号二）

(ア) 目的

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要

な援助を実施する。なお、第1号介護予防支援事業のうち一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(イ) 事業内容

a アセスメント

基本チェックリスト、利用者基本情報及び面談により、生活機能低下の原因や背景等の分析を行い、根本的な問題や課題を定めてニーズを明らかにすること。

b プラン作成

介護予防サービス計画・支援計画書（以下「介護予防プラン」という。）を対象者とともに目標や具体策を決定し、原案を作成すること。

サービス担当者会議を必要に応じて開催して共通認識を図り、検討のうえ、原案を作成する。

c モニタリングと評価

一定期間経過後、サービス事業所からの報告・連絡を受けて、計画に関する評価を行う。必要に応じて、事業継続の要否についての判断や、介護予防プランの見直しをすること。実施状況については支援経過を記録すること。

d 関係機関との連携

行政、サービス事業者、主治医、保健・医療・福祉の関係機関、地域のインフォーマルなサービスなどと連携すること。

(ウ) 指定居宅介護支援事業所への委託についての留意事項

a 委託先の指定居宅介護支援事業所は、生活保護の指定事業所として県へ登録していること。

b 業務の一部委託をする場合においても、アセスメント業務や介護予防プランの作成業務等が、一体的に行われるよう配慮しなければならない。

c 業務を受託する指定居宅介護支援事業所は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。

d 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。

イ 一般介護予防事業

(ア) 目的

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを推進する。

(イ) 事業内容

a 介護予防把握事業

地域における保健・医療・福祉等の関係部門と連携を図り、閉じこもり等の何らかの支援を必要とするものを早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。対象の把

握・選定については、市と協議の上で実施すること。

b 地域介護予防活動支援事業

選定した対象者について、介護予防事業が円滑に実施されるよう、地域の組織と協力し、必要な援助を行うこと。

c 介護予防普及啓発事業

地域住民を対象とした介護予防に資する知識の普及啓発するための事業を、効果的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援事業（法第115条の4第2項第1号）

(7) 目的

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(イ) 事業内容

a 地域におけるネットワークの構築

効果的・効率的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

b 実態把握業務

総合相談支援事業を行う前提として地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。

また、圏域内の地域特性を把握し、支援センター内で情報を共有する。

c 総合相談業務

(a) 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決できると判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

(b) 継続的・専門的な相談支援

(a)の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(c) 各種申請の支援

介護認定申請や福祉サービスの利用申請等の支援及びサービスの調整を行うこ

と。

(d) 家族を介護する者に対する相談支援

個別の相談支援を通じて、要介護被保険者を介護する者に対して精神的及び身体的な負担の軽減のため、支援や助言を行う。

イ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

(7) 目的

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

(i) 事業内容

a 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）及び愛西市高齢者虐待マニュアルを参照のこと）。

b 成年後見制度の利用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、親族による申立てが適切に行われるよう支援すること。申立てを行える親族がないときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告すること。

c 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況等を報告すること。

d 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うこと。

e 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

(7) 目的

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働等により連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(i) 業務内容

- a 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。
- b 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築するとともに、その活用を図る。
- c 個別相談業務

介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導、相談への対応を行う。
- d 支援困難事例等への助言・相談業務

介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

また、必要に応じてケース会議等を開催し、自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行う。
- e 介護支援専門員の情報交換

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換会等を行うこと。
- エ 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号）
 - (ア) 目的

NPO法人、民間企業、ボランティア、介護保険サービス事業所、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
 - (イ) 業務内容
 - a 第2層生活支援コーディネーターの支援

佐屋地区の第2層の生活支援コーディネーターの活動を支援する。
 - b 協議体の参加

日常生活上の支援体制の充実・強化をするために協議体へ参加する。
- オ 認知症総合支援事業(法第115条の4第2項第6号)のうち 認知症地域支援・ケア向上事業
 - (ア) 目的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護及び地域が有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うため、地域における支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図る。
 - (イ) 業務内容

- a 認知症地域支援推進員の配置
認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護の連携強化による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。
 - b 認知症ケアパスの普及
認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用できるよう普及に努める。
 - c 認知症サポーターについて
認知症サポーター養成講座の実施にあたり協力するとともに、サポーターの活動促進のための支援を行う。
- (3) 地域ケア会議
地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するため、他職種協働による地域ケア会議を行うこと。
また、医療・介護等の他職種や地域の支援者との協働体制を充実していくため、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などを推進する市の取組及び関係者と緊密な連携を図ること。
- (4) 指定介護予防支援
介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うこと。
なお、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。これについては(1)のアに準ずる。

10 留意事項

- (1) 法令等の遵守
支援センターの運営に当たっては、法ほか関係法令等を遵守すること。
- (2) 会議等の出席について
愛西市地域包括支援センター運営協議会等、市及びその他関係機関が主催する会議に必要な応じて参加すること。
- (3) 届出・報告等
- ア 法第115条の46（地域包括支援センターに関する事）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条（指定居宅介護予防支援事業所に関する事）に基づき期日までに届出を行うこと。また、規定する事項に変更があった場合は、速やかに市に届け出ること。
 - イ 事業計画等において重要な部分を変更する場合は、事前に市と協議すること。
 - ウ 業務の実施に関連して事故が生じた場合又は発生するおそれがある場合は、被害を最小限に防止するために必要な措置を講ずるとともに、市に速やかに報告し、その指示を受けらること。
 - エ 月ごとの業務実績報告書を作成し、速やかに市に提出すること。また、毎年度終了後速や

かに年間業務実績報告書を市に提出し、その確認を受けること。

(4) 秘密の保持・個人情報の取扱い

事業の実施にあたっては、利用者及びその家族のプライバシーの保護が図られるよう万全の措置を講ずるものとする。また、支援センターは個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他個人情報の保護に関する法令、愛西市個人情報保護条例、愛西市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。さらに、個人情報保護の大切さを職員に周知徹底し、万一漏えい等した場合の対策を講じること。

(5) 職員身分証明書

事業の実施にあたっては、職員身分証明書を常に携帯し、求めに応じ提示しなければならない。

(6) 経理

支援センターの事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

(7) 損害保険

想定される業務中の事故に対して、損害賠償責任保険に加入すること。

(8) 災害時の対応

災害時、市と協議し指示に従うこと。

(9) 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告し、指示を受けること。

(10) 事業開始前の準備・引継ぎ

支援センター開設に備え、事前に必要な準備を行い、必要に応じて開設前に市が行う研修・会議等に参加すること。担当地区のうち、市江小学校区及び永和小学校区は現在の事業受託者が、また、佐屋小学校区及び佐屋西小学校区は市が、運営・管轄しているため、令和5年2月1日から3月31日までの間に、必要な人員で必要な引継ぎを行い、令和5年4月1日から円滑に業務が開始できるよう準備すること。

(11) 事業期間終了にあたっての引継ぎ事務

受託者は、契約期間が満了し、更新を行わない場合、次期契約者が円滑かつ支障なく、事業を実施できるよう引継ぎを行うこと。

(12) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 受託者が、法及び関連する法令等を遵守しない場合や受託者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難となった場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

イ 市及び受託者双方の責めに帰すことのできない理由により、業務の継続が困難になった場合、継続の可否について協議する。

(13) 愛西市地域包括支援センター運営協議会について

ア 受託者選定後に開催される愛西市地域包括支援センター運営協議会から出された意見は、できる限り事業の運営等に反映させること。

イ 業務の質の向上のため、支援センターの事業の自己評価を実施し、愛西市地域包括支援センター運営協議会で協議を受けるとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるこ

と。

ウ 愛西市地域包括支援センター運営協議会に受託者の正規職員が出席し、運営状況の報告や説明等を行うこと。

1 1 その他

この仕様書に規定するもののほか、支援センターの事業の内容及び処理について疑義が生じた場合には、市と協議のうえ決定する。

地域密着型サービス事業所について

(1) 地域密着型サービスの状況について

愛西市内の地域密着型サービスの整備状況は、次のとおりです。

令和4年9月30日現在

サービス種類	日常生活圏域									
	佐屋地区		立田地区		八開地区		佐織地区		合計	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
小規模多機能型居宅介護	1	24					1	29	2	53
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	18			1	18	1	18	3	54
地域密着型通所介護(小規模通所介護)	2	28	1	15			3	31	6	74
認知症対応型通所介護			2	24					2	24

※小規模多機能型居宅介護については、登録定員

(2) 地域密着型サービスの市内事業所について

介護保険法第78条の2第1項および第115条の11第1項の規定による愛西市内における地域密着型サービスの指定事業所は、次のとおりです。

【サービス名：小規模多機能型居宅介護】

令和4年9月30日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	登録定員
1 小規模多機能型居宅介護事業所悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 21-2	24名
2 ニチイケアセンター愛西	佐織地区	南河田町高台 87	29名

【サービス名：認知症対応型共同生活介護】

令和4年9月30日現在

事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	定員
1 グループホーム悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 21-2	18名
2 グループホームアリスの家	佐織地区	町方町大山田 104	18名
3 ガーデンホーム赤目	八開地区	赤目町山之神 80	18名

【サービス名：地域密着型通所介護(小規模通所介護)】

平成 28 年 4 月に県から移行（定員数 18 人以下の事業所）

令和 4 年 9 月 30 日現在

	事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	定員
1	デイサービスセンター悠縁	佐屋地区	甘村井町勘十田割 36	18 名
2	デイサービス和ごころ佐屋	佐屋地区	東條町高田 10-5	10 名
3	老人デイサービスセンター悠々の里	立田地区	小茂井町宮浦 64-1	15 名
4	デイサービス蓮香	佐織地区	北河田町蓮田 6-1	15 名
5	デイサービスセンターひまわり	佐織地区	勝幡町東町 264	10 名
6	通所介護シャオ	佐織地区	草平町江ノ田 51-1	6 名

【サービス名：認知症対応型通所介護】

令和 4 年 9 月 30 日現在

	事業所名	日常生活圏域	事業所所在地	登録定員
1	ma・maison愛西ガーデン1	立田地区	山路町野方 149-132	12 名
2	ma・maison愛西ガーデン2	立田地区	山路町野方 149-132	12 名

(3) 新規申請・指定更新について

地域密着型サービス事業所から、新規指定・更新申請の提出により指定となった事業所は、次のとおりです。

令和 4 年 9 月 30 日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	指定日	変更内容
ma・maison愛西ガーデン 1	愛西市	認知症対応型通所介護	R4.3.1	新規申請
ma・maison愛西ガーデン 2	愛西市	認知症対応型通所介護	R4.3.1	新規申請
グループホームアリスの家	愛西市	認知症対応型共同生活介護	R4.9.30	指定更新
計 3 件 前回報告(令和 4 年 1 月 末まで)以降				

(4) 廃止・休止・再開について

地域密着型サービス事業所から、廃止・休止・再開届の提出のあった事業所は、次のとおりです。

令和4年9月30日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	届出日	変更内容
前回報告(令和4年1月末まで)以降、該当事業所はありません。				

(5) 指定内容の変更について

地域密着型サービス事業所から、変更届等の提出により指定内容が変更となった事業所は、次のとおりです。

令和4年9月30日現在

事業所名	事業所所在地	サービス名	届出日	変更内容
グループホームアリスの家	愛西市	認知症対応型共同生活介護	R4.4.24	介護職員数の変更
ニチイケアセンター愛西	愛西市	小規模多機能型居宅介護	R4.7.7	管理者の変更
計 53 件 前回報告(令和4年1月末まで)以降				

※介護報酬算定に関する加算等の変更等、その他軽微な変更は省略。